

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

川根本町 人が行き交い、にぎわいのあるふるさとづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、静岡県榛原郡川根本町

3. 地域再生計画の区域

静岡県榛原郡川根本町の全域

4. 地域再生計画の目標

川根本町は、静岡県の中部、大井川の中流域に位置し、南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園を有し、町域の94%を森林が占める山間地域である。

平成17年度から平成21年度まで、本交付金の活用により町道、林道の積極的な整備を実施し、地域再生を目指してきたが、当町では引き続いて過疎化、高齢化(平成21年12月の高齢化率 40.9%)が大きな課題で、基幹産業である農林業の担い手の高齢化、後継者不足がさらに深刻となっており、かつ、公共交通機関の不足している当地域については、高齢化対策としての医療、福祉や公共施設へのアクセス改善のほか、農林業や観光産業の活性化が急務となっている。

林業においては、地域の主産業でありながら、長期間の価格の低迷等の影響による経営不振が目立ち、また、林業経営の軸となる林道も落石や土砂の崩落も多く、前回の計画に引き続いてこうした事故発生を防ぐための危険箇所の改善や、新たな林道の開設による当地域の再生が必要である。

さらに、都市部から登山愛好者やキャンプなどの観光目的の来訪者も多く、今後においても本町に訪れる都市住民の方々と本町の住民の交流事業にも力を注いでいきたい、これらの利用者のための道路の開設・改良が不可欠となっている。

以上のことから、地域内の道路網及び林道を効果的に整備することにより、基幹産業の効率化や各施設間のアクセスの改善を図るとともに、地域住民はもとより、都市部から訪れる利用者の利便性の向上を図る目的を通じ、多くの人が行き交い、にぎわいのあるふるさとづくりを進めることを目標とする。

なお、上記の目標を達成するため、平成17年度に地域再生計画を策定し、計画に基づいた整備を実施した結果、町民の交通利便性の向上や観光客等の交流人口の増加、林業振興について効果が徐々に見えてきている。

しかし、過疎地である本町にとってまだまだ町道・林道の道路整備の必要性は高く、特に主要幹線道路(国、県道)から離れた地域における住民生活の向上や、林道整備による林業の作業効率の改善、増加する観光客の安全確保などについて、引き続き地域再生計画を策定し、継続した道整備が必要となっている。

(目標1) 林道整備による安全性の向上

(林道施工箇所については、過去頻繁に落石等により通行止めになるため、落石等の崩壊事故0%を目標値とする)

(目標2) 町道整備による公共施設へのアクセス改善

(町道「野志本下村線」は、県道・国道を利用して10分以内で公共施設・集落へ到達する人口カバー率、22.7%向上 現況2,550人→最終目標値3,300人)

(目標3) 山村と都市住民との交流促進のためのアクセス道路の安全確保

(都市部の登山愛好者等や地元住民通行者の安全利便性の向上)

(現況観光入込客数 平成20年度 川根本町 536,000人

目標、観光入込客数5%増)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

町道「野志本下村線」は、平成21年度までにこの道整備交付金の活用により、特別養護老人ホームへの通所者（デイサービスなど）並びに私立保育園への通園者の交通の便を支援するとともに、老人ホームに隣接する町営サッカー場利用者の利便性向上を目的として434メートルを整備し、大きな効果を上げている。

今後、さらに地域内の住民の生活利便性の向上を目的として、残りの道路180メートルについて拡幅を中心とした整備を実施する。

大井川右岸に位置する1,250haの人工林地帯に開設される「林道藤川線」は、間伐促進や崩壊地の治山工事用道路としての役割を担い、「林道塚の山線」においては、利用区域100ha内の林道整備により、間伐や伐採等の作業の効率化、合理化が期待される。

さらに、前計画から引き続いて大井川左岸に開設される「林道智者山線」においても、起終点における国道362号及び周辺既設林道とのアクセス道路として、林業の作業効率の向上はもとより、都市部からの森林浴などの目的で訪れる方々の利便性の向上に大きな期待を寄せている。

また、利用区域714haの「林道本城下泉線」の開設により、林業生産基盤の整備及び森林の適正な維持管理などに対して大きな効果が期待されている。

「林道寸又線」については、森林管理署より移管された総延長10,443mの森林管理道であるが、この路線内には伐採期を迎えた林分が323haあり、早急な森林施業が必要となっているほか、既存県道の緊急迂回路としての利用価値も高く、本路線の改良により林業作業効率の向上や合理化のほか、地域の生活利便性の向上が期待される。

なお、今回の林道の改良については、引き続き路肩決壊や落石等の多い箇所を重点とし、舗装、路肩の補強（ブロック設置）、ガードレールや排水溝の設置、法面保護の工事等により、通行者の安全と常時通行可能な道路状況を確保する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町 道；道路法に規定する町道に昭和59年12月20日に認定済み。
- ・林 道；森林法による静岡地域森林計画(平成22年樹立)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・町道（川根本町） 川根本町
- ・林道（川根本町） 静岡県、川根本町

[事業期間]

- ・町道（平成23～26年度）
- ・林道（平成22～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 0.180km、林道 5.778km
- ・総事業費 934,200千円（うち交付金 473,170千円）
 - （内訳）町道 100,000千円（うち交付金 50,000千円）
 - 林道 834,200千円（うち交付金 423,170千円）

5-3 その他の事業

本町では、地域再生法による特別の措置を活用するほか、総合計画に掲げる「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町 ～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」を実現するため、以下の事業を総合的かつ一体的に実施する。

- ① 平成22年度から平成26年度まで、中山間地域総合整備事業により、町内の農道の整備や集落内の排水路の整備、さらに落石防護柵の整備などを行う。
なお、事業主体は県であり、町は負担金を支出する。
- ② 美しい森林づくり基盤整備交付金を活用し、間伐を実施した景観林整備事業を実施する。平成21年度からはじまり平成23年度まで3年間で12haを実施予定である。
なお、事業主体は町である。
- ③ 平成22年度から平成26年度までに、町単独事業と県からの補助事業を合わせ、約2,000haの間伐を予定している。
なお、事業主体は町である。
- ④ 都市部の住民との交流を促進するため、県内外からの参加者を募った年間を通した講座（「千年の学校」、「ちゃっきり娘養成講座」）を毎年実施予定である。
なお、事業主体はいずれも町である。

6. 計画期間

平成22年度から平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に静岡県及び静岡県榛原郡川根本町が実施効果を検証する。

さらに、検証した結果を町広報・ホームページ等で公表するとともに、関係行政機関で協議し、改善すべき点等について検討を行う方向である。

また、この検証結果をもとにして、後年度の計画を策定していきたい。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「該当なし。」